

第三十九回国会 衆議院 石炭対策特別委員会議録 第七号

昭和三十六年十月十九日(木曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

理事 岡本 茂君

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十七号)

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)

産炭地域振興臨時措置法案(内閣提出第三〇号)

石炭鉱山保安臨時措置法案(内閣提出第三一号)

石炭鉱業安定法案(勝間田清一君外二名提出、衆法第二号)

有田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案及び石炭鉱山保安臨時措置法案の両案を一括議題とし、審議を進めます。

この際、質疑を続行いたします。多賀谷眞穂君。

多賀谷委員 石炭鉱山保安臨時措置法案について一、二点質問いたしたいと思います。

まず、第十条の債務の弁済で、昨日も少し質問をしたのですが、この第一項の二号の鉱害の賠償の対象になるべき被害額が、この第十条で行なわれる弁済ではまだ足りない場合、こういう場合はどうしようにお考えであるかお聞かせ願いたいと思います。

今井(博)政府委員 今御指摘になりましたような、鉱害の方がはるかに多い、こういう場合には、その廃止の事

業者が相当な財産を持っているという場合には、その廃止事業者自身が鉱害の跡の始末の責任を負うわけですが、かりに山を一つしか持っていない、その山を売った。売った場合に、あとに借金が残って、さらに鉱害がまだ残っている、こういうふうな場合に賠償する能力が客観的に見てもないと認められる場合には、無資力認定の制度を活用いたしまして、鉱害の復旧に当たりたい、こう考えております。

多賀谷委員 続いて、第一号の支払の対象になるべき賃金とはどういうものをさすか、お聞かせ願いたい。

今井(博)政府委員 これは、いわゆる未払い賃金というのを考えているわけでございます。

多賀谷委員 実は前国会で、本院で修正案を出した例の退職金問題は、一体どうなっているのか。これは退職金を含んでいるのか、含んでいないのか。

今井(博)政府委員 退職金を含んでおります。

多賀谷委員 安心しました。そのように実行してもらいたいと思う。次に、これで予定をされておる廃止の炭鉱数はわからないけれども、炭鉱数はわからないけれども、炭鉱の数はいくらあるのか、あるいは、炭鉱の数はいくらあるのか、そこに従事する労働者はどのくらいであるのか、これをお聞かせ願いたい。

八谷政府委員 この法律が通りました、正式に調査を開始いたしましたして、これがどの程度に廃止の勧告に値するか、こういうことから数字が出てくるかと思っておりますが、一応規定をいたしております数字を申し上げますと、三十九年度におきましては年間生産高に引き直しまして三十五万二千トンを考えております。それから炭鉱数は、三十九年度でございまして、それから来年度になりまして四十五万トン、炭鉱数が四十、それからこれによりまして生じます労働者数は、具体的には個別炭鉱が決定しないとわからないわけでございますが、三十六年度におきましては二千六百六十人、三十七年度におきまして二千八百九十人の五千五百五十人、こういうものを想定しておるわけでございます。ただ三十九年度につきましては、当初考えましたよりも非常に時期がずれてきております。できるだけこういう当初予定の数字に沿うて努力していきたいと考えております。

多賀谷委員 離職した労働者の雇用問題というものは、どういうようにお考えになっておりますか。

今井(博)政府委員 離職された労働者の雇用の問題は、一般の炭鉱離職者の臨時措置法の適用によりまして、同様にお世話をいたしたいと考えております。

多賀谷委員 これは労働者と合議が済んでいるわけですか、この離職者の問題について……。

今井(博)政府委員 労働省とは十分相談いたしております。

多賀谷委員 次に、この廃止され

した炭鉱、封鎖になった鉱区はその後どういうようになるのか、お聞かせ願いたい。

八谷政府委員 廃止の勧告を受けまして、この勧告に応じまして採掘権を抹消したものににつきましては、採掘権は永久に出炭がその部分につきま

しては禁止されますので、完全にあき鉱区になる。それから租鉱権につきま

しては、租鉱権の抹消でございまして、租鉱権の採掘権は残つていくとい

うことになるわけでありまして。

多賀谷委員 採掘権が残った場合には、その採掘権も実際には封鎖をされたと同じことになるわけですか。

八谷政府委員 採掘権の場合は完全に封鎖されるわけでありまして、租鉱権の場合は採掘権が残っておりますが、租鉱権の場合は封鎖されたということには法的にはならないわけでございます。

ただし坑口開設関係、これは附則で改正いたしておりますが、合理化法の改正をこの保安臨時措置法の附則で行ないまして、能力主義を採用いたしまして、今後また再びこれを開口しあるいは使用する場合は、再びそういうふうな保安が悪いような状態になる場合には使用させない、こういう方式に今度になつておりますので、事実上封鎖されたと同じような効果が期待できるのじゃないかと考えております。

多賀谷委員 先般本委員会でも通過をいたしました際に附帯決議をつけて、例の鉱山保安規則の改正をお願いしたわけですが、その後どういう改正をなさ

れ、どういふ処置をなされておるか、お聞かせ願ひたいと同時に、さらに先般の豊州及び上清あるいは大辻炭礦の災害のありましたあとに、政府として保安機具に対する補助金を出されたはずですが、そういった面に対する概略をお聞かせ願ひたい。

○八谷政府委員 去る七月一日付で石炭鉱山の保安規則をまず改正したわけですが、これは非常に緊急かつ重要な事故を選定して改正をやったわけでございます。

第一点としましては、坑内火災あるいはガス爆発が起きた際、自分で逃げ出す際に、一酸化炭素のあとガスの中毒を防止するという目的のために、一酸化炭素用の自己救命器を各山の必要箇所を整備させる、こういうように規則を改正いたしました。これが第一点でございます。

第二点につきましては、危険時の退避を容易にいたしますために、坑道の大きさについての基準を厳格にしたわけでございます。従来は基準が非常にはつきりしなかったわけですが、今度は結局かけて逃げられる、そういう歩行ができるということを明確に示したわけでございます。これが第二点でございます。

第三点といたしましては、先般来の坑内火災等にかんがみまして、坑内火災の初期消火ということを考えて、消火器具の備えつけの基準を非常に厳重にしたわけでございます。

第四番目は、万一危険が発生した際には、退避を迅速にしかも整然と行なわせる、こういうことのために必要箇所全部連絡警報装置を備えつけさせる、そうしてこの連絡警報装置は相

互に操作ができるように働くようなものにさせる、こういう規則改正をやったわけでございます。

最後に第五番目といたしましては、鉱山の救護隊関係の規定を整備いたしました、救護隊の設置の促進をはかったわけでございます。

以上五点につきまして規則の改正を七月一日付でやったわけですが、一方におきましては、こういう規則改正をやりまして、中小炭鉱の方で資金その他の関係で設置を遂行するということがないように、五〇%の補助率で七千四百万円の補助金を交付する、こういうことにしたわけでございます。この補助金の種類は、ただいま申しましたものを対象としておるわけでありま

○多賀谷委員 最近、炭鉱の不況に伴いまして災害が非常にふえている。少なくとも労働者一人当たりの災害率というものは、災害が同じと考えられても、人員は減っておるのですから、稼働者の災害は非常にふえておる、これに一体どういふように対処されようとするのか、お聞かせ願ひたい。

○八谷政府委員 鉱山保安の確保ということは、もとより人命尊重というところでございまして、この精神に徹しまして、第一番目には鉱山保安法、それから鉱業法の厳正な運用をはかっていきたいと考えております。それから第二番目には、保安改善のための援助、これはただいまも申し上げました補助金

の問題、それから二億六千万の近代化資金、これは無利子でございますが、合理化事業を通じましての貸し付け、それから中小企業金融公庫から十

億の中小炭鉱向けの保安施設の貸し付け、こういうふうな保安改善のための援助を行なうことにいたしてあります。

それからさらに、ただいま御審議を願っております、保安設備の改善が困難であるというふうな山に對しましては、これを終廃山させます際に、いろいろトラブルが起きる、これを解消するための廃止の勧告から交付金の交付というふうな一連の措置を一つ講じていきたい、こういうふうにお考えをいただいておりますが、さらに鉱務監督官の増員をはかりまして、ただいま申し上げました第一点の鉱山保安法あるいは鉱業法等関係法規の厳正な運用につきましては、七月五日付で四十名の鉱務監督官を増員したわけでございます。そしてこれは九、北のうちでも、特に九州ですと田川、直方、飯塚、それから佐賀、長崎、この炭田の第一線に重点的に配置いたしまして、能率的な、また精力的な監督ができるように、ということをお考えをいただいております。

○多賀谷委員 この前、大辻あるいは上清に衆議院として視察またお見舞をいたしました際に、鉱務監督官の手当の問題が非常に問題になったわけですが、その後改善されたかどうか、一言お聞かせ願ひたい。

○八谷政府委員 鉱務監督官の改善につきましては、七月初めにこれを實施いたしました。一つは入坑手当の増額でございますが、約三倍程度にこれを増額する。それからもう一つは、特別の定数のワケがございまして、専門職というものを置かしまして、鉱務監督官が係長あるいは課長補佐というもの

に縛られないで上がっていきけるよう、専門職という制度を設けまして、適宜、もちろんこれには一定のワケがございまして、従来よりもふやしてもいいように昇進ができる、こういうふうなことを考えたわけでありました。

○有田委員 お話いたします。両案につきましては質疑も尽きたと存じますが、両案の質疑を終局するに御異議ありませんか。

○有田委員 御異議なしと認めました。よって、両案の質疑は終局いたしました。

○有田委員 次いで両案についての討論に入りますが、両案につきましては討論の申し出がございませんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

○有田委員 御異議なしと認めました。これにより両法案を一括して採決いたします。

○有田委員 御異議なしと認めました。諸君の起立を求めます。

○有田委員 起立総員。よって、両法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○有田委員 次に、ただいま可決いたしました両法案に對し、それぞれ自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三派の御賛同を得て、次のごとき

附帯決議を付したいと思ひます。その案文を朗讀いたします。

まず、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案に對する附帯決議を朗讀いたします。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

政府は、産炭地域における鉱害の現状にかんがみ、本法律による無資力認定及び特定の応急工事の認定制度の円滑な運用をはかる外、鉱害発生予防のため、鉱山保安監督機構の強化、予防施設に對する政府資金の融資等を行ない、終廃山後の鉱害の処理を円滑ならしめる措置を講じ、もって鉱害地住民の民生の安定に万遺憾なきを期するとともに、鉱業法改正審議会、石炭鉱害対策審議会における本法律の抜本的改正について検討を促進し、早急に結論を出すべきである。

次に、石炭鉱山保安臨時措置法案に對する附帯決議を朗讀いたします。

石炭鉱山保安臨時措置法案に對する附帯決議

一、第三十八回国会における炭鉱災害に關する決議の主旨にかんがみ、政府は速やかに鉱山保安法の抜本的な改正を行ふべきである。一、政府は、本法施行により発生する離職労働者の雇用の確保についてはあらかじめ万全の措置を講ずべきである。

両付帯決議の趣旨につきましては、委員諸君はよく御承知のことと存じますので、その説明は省略することとし、直ちに採決いたします。

議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○有田委員長 御異議なしと認めます。よって、その通り決定いたしました。

この際、両付帯決議に關しまして発言を求められております。これを許可いたします。伊藤卯四郎君。

○伊藤卯四郎君 一言政府に苦言を呈しておきたいと思ひます。と申し上げるの、今日まで政府は法律案なり予算なりが国会で審議されている期間、非常に低姿勢で、親切であります。ところが一たび法案、予算が通りますと、わが世の春だというふうな形で、国会審議中に公約をしたことを実行しないことおびただしいのである。

たとえば先ほど多賀谷委員からもいろいろ質疑をされておりました臨時鉱害復旧の問題につきましても、たとえば、測量制度というものが完全に実施されなければ臨時鉱害の復旧というものはなかなか容易に実行できない。測量制度が行なわれないために、だれの鉱害であるかということがわからないまま、これが二十年も三十年もそのまま放置されて、被害者は非常に苦しんでおるといふ現状であります。ところが法律の中では、当然測量制度を実施しまして、だれの鉱害であるかというのを認定し、直ちに鉱害復旧を行なうしめなければならぬというの、それを依然としてやっていないのである。これはおそろく石炭局長にしても、あるいはそれぞれの関係者にしても、百も承知の上なんです。ところが法律にあり、実施しなければならぬのに、これがだれの鉱害であるかというのを認定することは、鉱業権者

から恨まれやしないかというところから、認定しないまま被害者を何十年も泣かしておるといふことは、もつてのほかだと思ふ。当然実施しなければならぬのに実施しないのです。こういう点も、この臨鉱法を実施される上において、法律を完全に実施してもらいたいということでございます。

それから無権者鉱害が非常にふえておるわけでございまして、こういうものに対するところの認定を早く決定をして、この復旧工事を早急に行なわしめてやるということ。それから、御存じのように、炭鉱地区は廃山、閉山等が非常に多くなつておりました。従つて、従つて地方自治体の税収入が非常に少なくなつて、それで地方自治体は財政難に陥つて、この鉱害復旧の負担金をなかなか出し得ないという状態にもなつておるわけであります。こういう点も十分考慮されて、無権者鉱害に対するところの復旧を、政府は責任を持って早急にやつてもらいたいということ強く要請をしておきたいと思ひます。

それから鉱山保安の問題でございますが、この保安法が完全に実施されておりますならば、従来の鉱業法、保安法によつても、主管大臣は、保安を完全に行なうべきところは、これを中止を命ずることができるところです。従来から法律にちゃんと書いてある。ところが、保安が不完全であるからといって中止を命ぜられた鉱山というのは、ほとんどありません。さつきから質問がありましたように、たとえば豊州にしても、上清にしても、大辻にしてもその他にしても、保安監督が完全に行なわれていれば、またふだんに注意されてあれば、ああいう大きな災害

といふものを未然に防止できたわけなんです。ところが人員が足らぬとか、あるいは監督官の手当が少額でなかなか行つてくれないとか、いろんな点があります。これは従来の法律でもできるのです。ただ、完全に保安監督を行なつておらぬところにあるのですから、さらにこの鉱山保安についてはこれを強化し、人員増加してやるわけでありまして、従つて、今後はこういうことが再度起きないように、私は十分の保安監督の行政というものを實行してもらいたいということを強く要請をいたしておきます。

先ほど申し上げたように、国会の審議中だけ、閣所を通ればあとはわが世の春だといふようなことで行政の方はやらないように、あくまで国会審議中約束したことは責任を持って実行するということ、特に通産大臣あるいは労働大臣等は責任を持ってやつてもらいたい。政界から出た大臣は、政治家として、国会中も、国会が終わつても、責任を身に感じておられるだろうが、どうも行政の諸君は、政府委員の諸君は、国会だけが閣所で、国会さえ通り抜けたらわが世の春だといふ点が非常にありますから、こういう点を厳に、通産大臣と労働大臣は、自分の監督下においては、責任を持つて、国会中約束したものは実行する、法律にあるものは実行するといふことをかたく守つてもらいたいことを私は要請をいたしておきたいと思ひます。

○有田委員長 この際、通産産業大臣及び労働大臣に御発言があれば、発言を願ひます。

○佐藤國務大臣 石炭産業に關します

る一步前進した法律案の御審議にあたりまして、当委員会の皆様におかれましては格別御熱心な御審議を続けられまして、本日関係二法案が成立を見ましたことを厚く御礼を申し上げます。もちろん石炭産業は、今回の審議の過程を通じて御指摘がありましたように、当面まことに重大な局面に立つておると思ひますし、基本的対策なりあるいは、應急的、緊急的措置等、なお政府において対処すべきものが多々あるものであります。幸いにいたしまして皆様方の御協力を得て、今後石炭産業対策について遺憾なきを期するようにさらに努力を続けるつもりでございます。

また、ただいま全会一致をもって決議がございました附帯決議の御趣旨、また、ただいま全部の御趣旨等を拝聴する機会がございましたが、おくれに参りまして大へん失礼をいたしました。附帯決議は全く私も御指摘の通り重要な事柄だと、かように考へておるのでございまして、ただいま伊藤委員の御指摘になりましたような点については、十分事務当局を指導いたしまして、そうして附帯決議の趣旨に沿うように一そう努力することを皆様方に表明いたしまして、今回の法案の通過並びに附帯決議のありましたことについてお礼を申し上げます。(拍手)

○福永國務大臣 石炭関係二法案の御採決にあたりまして、本委員会において行なわれました附帯決議の趣旨につきましては、私どももこれが実現に大いに努力をいたしまして、皆様の御期待に沿いたいと存する次第でございます。ことに、私九州の炭鉱地帯を急遽

視察して参つたなまなましい印象等がございました。皆様方の御熱心な御審議をなさいました御趣旨が、よく身にしみ次第でございます。せいぜい努力をいたしたいと思ふ次第でございます。(拍手)

○有田委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました両案に關する委員会の報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○有田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○有田委員長 次に、内閣提出の石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興臨時措置法案及び勝間田清一君外二名提出の石炭鉱業安定法案の三案を一括議題とし、質疑を続行いたします。多賀谷眞穂君。

○多賀谷委員 先般、非常にお忙しい中を九州の産炭地域に調査視察に来ていただきました労働大臣に対して、深く敬意を表する次第であります。しかも、朝早くから車の中で食事をすると

いう強行軍をされましたことに対して感謝する次第です。しかし、きわめて短時間でございまして、表面だけでも十分の認識がなかったのではなからうか、こういうふうに関係者としては心配する向きもないわけではございません。そこで一体大臣はどういうふうにお感じになったか、まずそれをお聞かせ願ひたい。

○有田委員長 先般、非常にお忙しい中を九州の産炭地域に調査視察に来ていただきました労働大臣に対して、深く敬意を表する次第であります。しかも、朝早くから車の中で食事をすると

いう強行軍をされましたことに対して感謝する次第です。しかし、きわめて短時間でございまして、表面だけでも十分の認識がなかったのではなからうか、こういうふうに関係者としては心配する向きもないわけではございません。そこで一体大臣はどういうふうにお感じになったか、まずそれをお聞かせ願ひたい。

○福永国務大臣 從來から石炭産業が非常に深刻な状態にあることにつきましては、いろいろ報告も受け、認識をいたしておるつもりでございまして、ただいまお話しのように、急遽筑豊地区にお伺いをいたしましたして、自分の目でそのなまなましい現実を拝見いたしましたわけでございします。私自身といたしましても、時間が非常に少なく、十分の視察ということは無理ですが、何分にも国会開会中のことでもございしますので、十分の時間というわけにも参らなかつたことは御理解をいたされたと思うわけであります。あと、私のほかに通産大臣、大蔵大臣、さらには、炭鉱関係の市町村等の財政窮迫の事態についての認識をさらに一そう深める趣旨から、自治大臣等もお伺いするようごにいたしておるの

るいはまた、一般失対ではどの程度しているのか、そして安定的雇用について、炭鉱の常務労働者の数は、御承知と思ひますが、昭和三十四年度末は二十五万六千でございしたのが、最近におきましては二十一、二万程度になつておるわけでございします。そこで、現地におけることの実情でございしますけれども、昭和三十五年一月から昭和三十六年七月までの間に、広域職業紹介によつて他地域に移動いたしました者が、一万七千六百一十一名ということになつております。そのほかに、自県内において職業紹介により移動いたしました者を合わせると、三万六千四百八十四名という数になるわけでございします。それと並びまして、転職訓練を行なうために、雇用促進事業団、もとの炭鉱離職者援護会と、それから最近雇用促進事業団の経営しております総合訓練所、及び府県で経営しておりますところの一般訓練所の中で、炭鉱離職者専門の転職訓練を行な

うことにしたわけでございしますが、本年の七月までに訓練所に入所いたしました者の数は、約四千四百名でございします。それから、同じく緊急対策とい

たしまして、炭鉱離職者臨時措置法に基づきまして、緊急就労対策事業を現地に実施してあるものでございします。これにつきましましては、ただいまの規模は約七千名ということになつておるわけでございします。

以上のような措置とあわせまして、職安の窓口に見えませんが、同系列の会社あるいは縁故会社等に就職あつせんをされた者も相当おるわけでございしますが、現在におきましては、これはごく最近の職安の窓口の実情でありまして、約四万八千名の求職者、炭鉱離職者で職を求めた者が職安の窓口に来ておるといふ業務報告がきております。そのうち、大体のところを申し上げますと、失業保険を受給してあります者が一万六千五百名程度でございします。それから緊急就労には、先ほど申し上げました通り、約七千名でございします。それから公共事業に現在就職しております者が六百十五、鉱害復旧事業に就職しております者が千三百四十五名、これはやや数が少ないようございします。これは七月末現在でございまして、事業の実施状況によるものであります。今後におきましてはもう少しふえるのではないかと

いうふうにお考えおるわけでございします。それから失対関係で働いております者が約七千五百名程度である、このように考えておるわけでございします。大体以上のような状況になつておるのでございします。私どもがこの炭鉱離職者の配置転換、再就職の促進に

努めました感じから申しますと、やはり炭鉱離職者の中で特に中高年令層の方の再就職ということがなかなか容易でないという実情、それから各需要先におきまして、その離職者が再就職する際におきまして、その離職者が住宅問題、これは雇用促進事業団等がございまして、だいたい各地でそのワケは広がつておるのでございしますが、やはりまだこれが大きなネックになつておる、こういうふうな感じを持っておるわけでございします。

○多賀谷委員 局長は、次から次に私が質問するのを予定して御答弁になつておる。これは、生活保護に陥つた者は幾らぐらいいですか。

○堀政府委員 私のところでは、いまちよつと把握しておりませんが、後刻厚生省の方に連絡いたしました。……

○多賀谷委員 大臣も現地で聞き及ぶのうちに、生活保護世帯が非常に多くなつておる。これもやはり炭鉱離職者ですから、政策の中に含めて考えていただきたい。

○多賀谷委員 その行なつた業種の工場等の地域における労働者の平均賃金は、大体どのくらいですか。

○堀政府委員 その八百五十名が再就職いたしました府県だけを取り上げての一般の平均賃金の調査は、ちよつと今いたしておりません。いたしますればはつきりすると思ひます。そこで大体毎月勤労統計等を見まして、平均的な全産業の賃金を考えてみますと、約二万二千円程度じゃないか、このように考えております。もとより地域によつて差はございしますけれども、比較いたしますればこのようなことが言えると思ひます。

○多賀谷委員 そこで、本院に今からつております石炭鉱業合理化臨時措置法が提案されたのは、たしか昭和三十年ではなかつたかと思うのです。その後、一体、どのくらい解雇をされ、そしてどのくらい就職をし、あるいはまた、政府の施策の中にどのくらい入つておるか、たとえば緊急就労でどのくらい吸収しているか、あるいは職業訓練ではどの程度やっているか、あ

るいはまた、一般失対ではどの程度しているのか、そして安定的雇用について、炭鉱の常務労働者の数は、御承知と思ひますが、昭和三十四年度末は二十五万六千でございしたのが、最近におきましては二十一、二万程度になつておるわけでございします。そこで、現地におけることの実情でございしますけれども、昭和三十五年一月から昭和三十六年七月までの間に、広域職業紹介によつて他地域に移動いたしました者が、一万七千六百一十一名ということになつております。そのほかに、自県内において職業紹介により移動いたしました者を合わせると、三万六千四百八十四名という数になるわけでございします。それと並びまして、転職訓練を行なうために、雇用促進事業

団、もとの炭鉱離職者援護会と、それから最近雇用促進事業団の経営しております総合訓練所、及び府県で経営しておりますところの一般訓練所の中で、炭鉱離職者専門の転職訓練を行な

うことにしたわけでございしますが、本年の七月までに訓練所に入所いたしました者の数は、約四千四百名でございします。それから、同じく緊急対策とい

たしまして、炭鉱離職者臨時措置法に基づきまして、緊急就労対策事業を現地に実施してあるものでございします。これにつきましましては、ただいまの規模は約七千名ということになつておるわけでございします。

以上のような措置とあわせまして、職安の窓口に見えませんが、同系列の会社あるいは縁故会社等に就職あつせんをされた者も相当おるわけでございしますが、現在におきましては、これはごく最近の職安の窓口の実情でありまして、約四万八千名の求職者、炭鉱離職者で職を求めた者が職安の窓口に来ておるといふ業務報告がきております。そのうち、大体のところを申し上げますと、失業保険を受給してあります者が一万六千五百名程度でございします。それから緊急就労には、先ほど申し上げました通り、約七千名でございします。それから公共事業に現在就職しております者が六百十五、鉱害復旧事業に就職しております者が千三百四十五名、これはやや数が少ないようございします。これは七月末現在でございまして、事業の実施状況によるものであります。今後におきましてはもう少しふえるのではないかと

いうふうにお考えおるわけでございします。それから失対関係で働いております者が約七千五百名程度である、このように考えておるわけでございします。大体以上のような状況になつておるのでございします。私どもがこの炭鉱離職者の配置転換、再就職の促進に

努めました感じから申しますと、やはり炭鉱離職者の中で特に中高年令層の方の再就職ということがなかなか容易でないという実情、それから各需要先におきまして、その離職者が再就職する際におきまして、その離職者が住宅問題、これは雇用促進事業団等がございまして、だいたい各地でそのワケは広がつておるのでございしますが、やはりまだこれが大きなネックになつておる、こういうふうな感じを持っておるわけでございします。

○多賀谷委員 局長は、次から次に私が質問するのを予定して御答弁になつておる。これは、生活保護に陥つた者は幾らぐらいいですか。

○多賀谷委員 広域紹介をして就職をした先というのは、ことに阪神地区、それから中京地区が多い。東京地区にも来ておるわけです。ですから、賃金平均というのはいさなり高いのじゃないかと思う。最近ごく一部大企業にも行っておりすが、大体中小企業が多く、さらにその中小企業でも就職先の大体最低くらいらしいですね。最低に若干プラス・アルファになっておるかどうかわかりませんが、そういう状態だという報告を受けております。これは三池の離職者で具体的に調べたのですが、そういうことがわかっておる。それが、私には、この際どうしても生活の安定のために、賃金に対する何らかの補償制度が必要ではないかと思うわけです。ことに炭鉱の場合は同じ賃金でありまして、まず、住宅がほとんどがたてです。それから炭がたて、水道がたて、電気がたて、それから豆炭、燃料がたてですね。そして、ああいう地区で集团的におりますから、どちらかという服装なんかもかわなくていい、こういう生活です。ですから、生活環境が変わって、すぐ生活方式が改善できる人もあるかもしれないけれども、なかなかそういうことができない。そこで少なくとも私は、本人が新しい職場に行つて十分な習熟期間を経て一人前の賃金がとれるまで、あるいは生活環境の転換に十分即応できるまでは、前取補償が必要ではないか。前取補償といつても、これはやはり福祉厚生施設というものを勘案してやらないと、単なる賃金面だけでは、いわゆる手取り賃金だけで

は、日本の場合には必ずしも十分な補償をしたとは言えないのではないか、こういうふうな考えのわけですが、これについてどういふようにお考えであるか、お聞かせ願ひたい。

に検討いたしてあり、また他の関係閣僚も現地視察後にいろいろ主張もすることでありまして、労働省だけが、まだほかの関係が行かないうちに案を出すよりも、すべての関係の諸君が感覚をなまなくいたしたところで、こちらの案も御披露に及ぶのが適切ではないか。そのタイミング等も考えて今検討中でございます。

○福永国務大臣 たいま石炭対策のための関係閣僚の協議会のようなものを作つて、いろいろ協議をいたしているのではありません。多賀谷さんの仰せのような考え方をそのままでは、ございせんが、何かそうした考え方をある程度取り入れた措置が講ぜられないかという話が出て、私も強くそういうことの主張をいたしているのは、ございせんが、まだいろいろ私と見解を同じやうしない人もおりまして、正直に申し上げますが、結論に到達いたしてございせん。なお、特に申し上げますが、多賀谷さんのおっしゃる構想そのままでございませぬけれども、考え方の方向をいたしましては、ややそういう考えを取り入れたようなことについて、相談をいたしていることは事実でございます。しかし、先ほども申し上げましたように、事態の深刻性、緊急性等を考慮いたしまして、これらのことについて私といたしましては、ますます強く主張しなければならぬと、また他の関係閣僚も、現地視察等をいたしますならば、だんだん私の考えに理解を持つてくるのではないかと、いふような期待も実は持つてゐるのでございせん。その通りに参るか参らな

ら、総理の気持を体すれば、私は、今申しますように、西ドイツのような案は、当然所管大臣としては提案されてしかるべきではないかと思うのです。あえてもう一度これに対して御答弁願ひたい。

○多賀谷委員 一つ大臣の初仕事です。石炭労働大臣は就任のモーニングを着て中労委にかけつけて、三池の争議を解決するために努力されたのです。福永労働大臣は急遽筑豊に行かれたのですから、一つわれわれは成果を期待したいと思つたのです。産炭地に労働者が一人滞留しますと、一人でも五十万円くらいは行政の支出が要ります。たとへば緊急就労をするといひますと、昨年は事業費を入れて千五百円ですか、そうすると三百日働くとすると三十万円ですね。ところがそれで少ないのです。今大体千五百円程度はやつてもらいたいということだし、また、そういうふうな労働省もきめておられるそうであります。そうすると四十五万円、そのほかいろいろな行政支出が要りますから、どんなに少なく見ても、一人一年そこへ滞留すると五十万円はかかる。これはもう産炭地においてずっと半永久的にその金は続くわけですから、ですから私は、いろいろな面において抜本的な対策をした方が、長い目から見ると政府の行政費の節約にもなると思つたのです。

一部にそういう考え方があつたといふことは申し上げられると思ひます。

○多賀谷委員 また十分言明の必要なことは了承できるわけですが、私はこの際やはり西ドイツがやりましたように、少なくとも石炭合理化をうたつて、政府の施策によつて解雇しようという、こういう労働者に対しては、手厚い保護を加えても国民は反対はしないと思ふのです。ドイツでは御存じのように、新しく離職者が就職した場合、六カ月以内は旧賃金の手取りの九五%まで差額補償をしております。それから一年は九〇%補償しております。こういう制度もあります。それから炭鉱は従来家庭用炭をただでもらつておつた関係で、やはり家庭用炭の配給の代償として手当を出しておる、こういう制度もある。ですから私はやはり、政府の政策でこれだけ多くの失業者を出し、また社会問題になつておるのですから、この程度の政策は当然やるべきではないかと考えるわけです。全部を一般会計から求めることが困難であるならば、別の方法があるのではないかと。先般当委員会に大蔵大臣に来ていただきましての考えの中には、炭鉱離職者に対して、特別処置として関税も考えられるというお話もありました。まだ最終的結論が出ていないと思ひますが、それ以上聞きませぬけれども、これは当然抜本的な対策を講じないと、私はなかなか困難ではないかと思ふのです。そこで先般、労働大臣もおられました。総理が総評、炭労あるいは全労、全炭鉱、職員組合、こういう組合に約束いたしましたことは、とにかく思い切つた案を出す、そして自分がかつて二年前に通産大臣で考へておつたよりもより深刻になつたことに対しては責任を感じる、だから心を改めて、決意を新たにしまして行なう、こういうことでありましたが

そこで私は次に住宅問題を聞きたいと思ふ。私は先般本会議でも言ひましたが、率直に言つて、炭鉱に来ておる人々は帰る家を持たないのです。現在

は、日本の場合には必ずしも十分な補償をしたとは言えないのではないか、こういうふうな考えのわけですが、これについてどういふようにお考えであるか、お聞かせ願ひたい。

○多賀谷委員 たいま石炭対策のための関係閣僚の協議会のようなものを作つて、いろいろ協議をいたしているのではありません。多賀谷さんの仰せのような考え方をそのままでは、ございせんが、何かそうした考え方をある程度取り入れた措置が講ぜられないかという話が出て、私も強くそういうことの主張をいたしているのは、ございせんが、まだいろいろ私と見解を同じやうしない人もおりまして、正直に申し上げますが、結論に到達いたしてございせん。なお、特に申し上げますが、多賀谷さんのおっしゃる構想そのままでございませぬけれども、考え方の方向をいたしましては、ややそういう考えを取り入れたようなことについて、相談をいたしていることは事実でございます。しかし、先ほども申し上げましたように、事態の深刻性、緊急性等を考慮いたしまして、これらのことについて私といたしましては、ますます強く主張しなければならぬと、また他の関係閣僚も、現地視察等をいたしますならば、だんだん私の考えに理解を持つてくるのではないかと、いふような期待も実は持つてゐるのでございせん。その通りに参るか参らな

に検討いたしてあり、また他の関係閣僚も現地視察後にいろいろ主張もすることでありまして、労働省だけが、まだほかの関係が行かないうちに案を出すよりも、すべての関係の諸君が感覚をなまなくいたしたところで、こちらの案も御披露に及ぶのが適切ではないか。そのタイミング等も考えて今検討中でございます。

は、日本国民が大体そういうようになっておると思ひますけれども、代々炭鉱におる連中は、昔はなるほど鹿児島県やあるいは徳島県から来たかもしれない。しかし親子何代もおるのですから、もう帰る郷里がない。その連中が一部おる。それから、何といつても終戦直後、傾斜生産に乗って、朝鮮あるいは中国の方々が入つておつたその人々が帰つたあと、全くなかぬや太鼓で人を採集して集めたという形です。それは住宅を与えます、食糧を与えますという事です。そして全国各地から、引き揚げた人々あるいは戦災にあつて家がなくなつた人々が集まつたわけですから、どこかに行けといつたて行くところのない連中ばかり集めてゐるわけ。これは私は、どうして一番の前提条件は住宅ではないかと思ふ。なぜならば、昭和五、六年ごろのあの炭鉱の不景氣なときは、炭鉱地帯に人がとどまらなかつた。整理をされる、そうすると本人はどこか京阪神に職を求めて行くわけ。ですから直ちに人口が減る、学校の生徒が減つた。今日はそういう状態ではないのです。首を切られたけれども、人口も減らないし、児童数も減らないという地域もある。不況が長いものですから、やむを得ず人口が減つてきた状態です。私はそのことを考えれば、結局住宅問題が最も中心課題であり、前提条件ではないかと思ふのです。あなたの方で労働力の流動について今いろいろ苦心をされておられますけれども、あの殺到率を見ても、とにかく工業地帯は〇・二とか〇・五というようになつた率であるにかかわらず、東北あるいは九州は三とか四とかいう状態、ま

さに十倍ですね。ですから私は雇用政策は現在そうむずかしいと思ふのです。全体的に日本が失業者が非常に多くてどうにもならないという場合には、大臣もどうもお手上げでしょうけれども、今は政策としては、政府の政策よろしきを得れば、かなり解決する面があるのではないか。全体的には必ずしも昔のような状態ではないといふこと、そして若い者は足りないといふ状態、年寄りは余るといふ、こういう面と、地域的アンバランスの面と二つですから、この二つを解決すればいいのです。私は地域的な問題は、根本は住宅の問題じゃないかと思ふ。そこでこの住宅政策について、今までかなり労働省では御苦労なさつておられるわけですが、何か私には、とにかく一萬幾らの人が出ていってゐるのに、わずかの住宅ではどうにもならないのじゃないか。むしろ一萬幾らの人を出したのには、今大体考えられております、また現在すでにできた労働者の宿舎のアパートであるとか、あるいは組立式の移動宿舎であるとか、あるいは奨励金というものが役立つのだと思ふのです。しかし四万八千という人々が職を求めておる、こういうことになりまして、この問題の一番の重点は住宅ではないか。そこで住宅政策についてはどういふようにお考えであるかお聞かせ願ひたい。

○福永國務大臣 住宅の問題は、お話のように、この種の問題の解決にあつて最も大切なものの一つである。私も深く認識をいたしております。従来、今多賀谷さんもおあげになつたような諸施策を私も講じておるのでありますが、何としても労働者を受け入れるためには、まず住宅を作る、入るところから作つていかなければならないといふことは当然でございます。ある程度の予算措置が従来されてきておるのでありますが、事態が急迫し、深刻化して参りました今日の段階に於ては、従来の措置に加えまして、さき特段の考慮を払わなければならぬ、かように感じておるわけでございます。先般も予備費の支出等につきましても、金額はそう大した額ではございませんけれども、八千万円余りだつたかと思ひますが、そういうことに出すことにいたしました。これは炭鉱労働者だけというのではありませぬけれども、現在労働者を必要とする地域へといふことになりまして、かなりの部分が炭鉱からの人といふことになると思ひますので、そのことにある程度役立ち得ると思ひます。そういう措置等も講じておりますけれども、さらにこれからどうするかといふことは、私は少なくとも労働大臣としてはなほ不満足だ、さらに一段の措置を講じていきたい、こういうふうに考へておる次第でございます。この点に關しまして、政府はより一そうの熱意を注いでいきたいといふことを御理解いただきたいと思ひます。

○多賀谷委員 実は、住宅でも、いわゆる雇用主中心に考えられておる。雇用主中心といふのは変ですが、移動式の住宅に入るにいたしまして、翌年度に雇用主が必ず住宅の確保をするという条件がないと、労働者が入れないわけ。これはアパートにおいても、移動式の住宅においても同じです。そこで雇用主にそれだけの義務を課すといふことになりまして、労働者の申請ではなく雇用主の申請です。それから、一年後には必ず住宅を建てて引き取りますからどうぞ入れて下さいといふことなんですか。これは実際なかなか困難じゃないかと思ふのです。少なくとも中小企業に就職した者は、この制度は不可能でしょう。ましてや金融が逼迫しますと、住宅なんかはあと回しといふことになりかねません。これは経営者としてはやむを得ないかもしれぬ。ですから、私はその点をもう少し緩和すべきではないか、こういうふうに考へるのです。ですから、労働者の中でも大企業に入つて非常に恵まれた人しか入れない、こういうことになつて、この点どういふようにお考えですか。

○福永國務大臣 これは考へ方はいろいろあると思ひますが、雇用主が雇う気になるようにするためには、まず雇い主の方に住宅のことも今までのような措置を講じてやっていくのがよいじゃないかといふように考へておりますが、しかし多賀谷さんのおっしゃるような面もございまして、これはこれとして、将来については研究させていきたいと思います。なお詳細の事情を私よりよく承知いたしております事務当局からさらに追加して申し上げます。

○堀政府委員 ただいま雇用促進事業団を中心に、離職者の住宅対策を進めておるところでございますが、今のお話のように、まず第一にパイプ・ハウス、第二番目には住宅確保奨励金、それから鉄筋で作つております離職者アパート、この三本立てを進んでおるわけでございます。

そこでパイプ・ハウスと離職者アパートの問題でございますが、これは雇用促進事業団を作りましたときに、建設費を行なつております恒久的な住宅対策との関連が非常に問題になつたわけでございます。従ひまして、私も雇用促進事業団を作りました際の考へ方といたしましては、炭鉱離職者が雇用されたときに、住宅がないといふのでは雇用されにくいといふこととで、一時的に雇用促進事業団の住宅に入つてもらつて、それから先は本来の住宅政策の方に移つてもらふ、こういう考へ方でも進めまして関係で、ただいまのような制限があるわけでありまして、ただ、数字はただいまのような数字でございますが、實際問題といたしましては、いろいろ問題が出ることもこれは御指摘の通りであります。従ひまして、パイプ・ハウスにつきましまして、当初一年間無償貸与をするといふことでございまして、事情によりまして、それをさらに一年間延ばすといふ措置を講じました。さらにその後パイプ・ハウスを事業主が使いたいという希望のときは、払い下げの制度も認めたわけでありまして、払い下げの場合には、事業主に対して住宅奨励金を支給することになっておりますので、市価から申し上げますと、非常に安い価格で払い下げが可能になるわけでございます。そういうようなことで、パイプ・ハウスをそのまま使いたいという御希望の中小企業に對しましては、今申しましたような措置で、市価よりも非常に安い値段で払い下げられるというような制度も考へております。それから鉄筋のアパートでございますが、これは御承知のように、この間

名古屋地区の四棟が完成いたしました。さらにあと四棟分は、十一月二十日ごろまでに完成する予定になっております。これから離職者の方が入るわけでございますが、やはり最初の考え方で一年間というふうに期限を切っておりますが、事情によりまして相当期間の延長は認める考えでございます。それからそのあとにおきまして、一年なり一年数カ月後に、住んでおられる方がよそに移られるというのを確保いたしますために、建設省といたしまして十分協議しております。公営住宅、それから雇進事業のワケをその地区に確保するという措置を講じておるところでございます。今のような考え方によりまして、離職者の方が就職されました後における住宅の確保につきましては、遺憾なきを期したいと考えておりますが、またこれを進めてみまして、そのときの事情によりましては、期間の問題等につきましても、さらにまた検討はいたしたいと思っております。

○多賀谷委員 工業地帯というものは、炭鉱労働者だけではなくて、住宅が非常に不足しておるのですから、一般の行政にあとはお願いするといつてもむづかしいのじゃないか。できれば、雇用促進事業団のアパートに一年いて、あとは公営住宅に入れば一番いい。それがうまくいかなければいい。今までの住民が何度苦情を言っても入るのむづかしいというときに、炭鉱労働者だからといって、市、県の公営住宅、あるいは住宅公団の住宅に入るの、事実問題としてむづかしいのではないか。それから一方中小企業の労働者の場合は、今までの工員にも

住宅がないのに、炭鉱から来たからといって、新人が大きな顔をして、そして先に住宅に入るのけしからぬじゃないかという問題があるわけですね。卒直に言つて、企業の経営としては、炭鉱離職者だけ先にやるということとはなかなかむづかしいだろう。そこでどうしても、ごめんどうではあるけれども、雇用促進事業団が何か見なければいかぬようになっておる。いやしくも連れてきた以上は、また雇用の移動をさせようとするならば、別ワケでやる以外にないと思う。聞くところによれば、住宅の建設はもう予定されていなくて、こういうように聞いておるのです。それが、そうですか。三十五年度の予算でアパートを作ったのです。三十六年度は一つも予算をつけたことがありません。

○堀政府委員 雇用促進事業団法の中に、ただいま先生の御指摘のような点も考えまして、雇用促進事業団の住宅計画を作成する際には、労働大臣は建設大臣と協議することになっております。それから次に、建設大臣は、雇用促進事業団の宿舎に入つた者がさらに移動する際の住宅の確保について努力するというのを、特に入れたわけでございます。われわれといたしましては、この条文に基づきまして、建設省も今のところこれでやりましようという考えでおりますので、大いに協議してやっていきたいと思ひます。しかしその際におきまして、またやつてみました上で問題ができませんれば、必要な措置を考えて参りたいと思つております。

かという御指摘でございますが、これは実は事情がございまして、こういうことでございまして。炭鉱離職者援護会の当時に、その予算の流用によりまして、十二棟の離職者アパートを作るということになりました。その分が現在完成しつつあるわけでございまして、本年度におきましては、雇用促進事業の一般会計におきまして、二十五棟の鉄筋アパートを建設することになっております。すでに主要な需要地におきまして、敷地等も確保いたしました。目下着工しつつあるわけでござい

ます。そこで、これは大体本年度末までにさらに二十五棟が完成いたしました。それから来年度におきましても、同じく雇用促進事業団の一般会計で、さらにワケを広げまして鉄筋のアパートの建設を行なう。それからパイプ・ハウスその他もやる。特に住宅奨励金につぎまして、先ほど先生も、一般の労働者との関連もあつて、事実問題として中小企業ではなかなか建てられないというおそれがあるということをお指摘になりました。その点も確かにごもつともございしますが、この炭鉱離職者の援護についての雇用促進事業団の特別の資金から、こういう金を交付を受けられるんだということがだんだん認識されてきてまして、最近におきましては、雇用促進事業団に対する住宅確保奨励金の申請が殺到しておる状況でございます。従いまして、来年度におきましては、さらにこの住宅確保奨励金のワケは大幅にふやしたいと思つております。この三つの柱を並行して行なうことによりまして、住宅対策に遺憾のないように進めていくと同時に、またその立ちのきの時期等にな

りまして、私どもがただいま申しましたようなことにはない場合には、また時宜に応じた適切な措置を、会社側とも相談をして考えて参りたい所存でございます。

○多賀谷委員 大体一年の入居期間です。今から家を建てておかなくて、次のうちには間に合わないですよ。だからその際相談するといわれまして、現実の問題としてなかなか困難であるし、またあなたの方は、いやそういうことはありません。ただそれは雇用主から一書をとっております。こう言へばそうなんです。一書をとる前に――労働者はそういう雇用主が一書を入れないといふので、それから、同じことなんです。ですから私は、問題はやはりワケ、条件もですがワケが――これは少なくとも何らかの財源の処置をするということになりまして、この住宅問題というのは、労働政策、雇用政策の基本的な問題の一つとして、ぜひ一つワケを拡大していただきたい、これを大臣にお願いする次第です。

次に、職業訓練の問題について、なほ実績はかなり上がつておるようですけれども、血が通っていないので、少なくとも血が通っていないというのを指摘したい。なぜかといつて、教材費が実に少ないのです。溶接工がやる間着棒だつて、一日四本くらいしかないので。ですから、あまり仕事ができないようになってくる。ところが訓練所へ入る中高年層の人といふのは、非常な意欲を持っています。ですから、私は、教材費さえ多く費やすならば、満足とまではいきませんが、今よりもずっと進んだ訓練

練ができるのではないかと、こういうふうに思ひます。今一例を申し上げますと、炭鉱離職者援護会当時からやつておりました職業講習会というのがあつた。これはガス溶接も電気溶接もやつておるのですが、大体そこでは、電気溶接の場合は、その後は工場に委託をするわけですが、わずか一カ月で六カ月分以上の仕事をしていくといふわけなんです。それはどういうことかと聞いてみましたら、教材費を職業訓練所で行なう一年半分を使うというのです。そうすると、一カ月ですけれども、それだけの教材費を使うということになると、本人も朝早くから出てきて夜おそくまで勤めておる。そうして早く安定した職場につきたいものから、そういう努力をするわけなんです。そこで結局六カ月おつた者も一カ月で講習を終えた者も、同じ賃金で雇われておるといふ例は非常に多いですね。さらにまた、この募集をする場合には、最初から工場に行つて、あなたの工場はどういう職種の人間がどれくらい足りませんかという話をしてくるのです。そうすると、おれのところは溶接工がこのくらい足らぬ、おれのところはどういう職種がこのくらい足らぬ、こう言われまうと、じゃ、私の方で養成しようといつて、そうして養成を始めるから、初めから大抵就職がきまつてくるわけですね。そうすると、本人の意欲もまた違つて来ます。現実職業訓練所においては、もう卒業するまじわになつて、みな非常にあせつておる。こういう状態でありまして、ですから、大臣は予算さえ作ればいい、あとは大臣じゃなくて役所の方の仕事じゃないかと思うのです。それ

だけの熱意を入れるならば、私はかなりできるんじゃないかと思う。ですから、普通の新制中学を出た者を訓練するような考え方を一擲して、やはり素子を持った中高年の人々が職を見つけようとしてやっていくのですから、それに適応した処置があるんじゃないか、こういうように考えるのですが、どういふようにお考えですか。

○堀政府委員 先生御指摘の点、まことにございまして。職業訓練は、先ほど申し上げましたように、総合訓練所及び一般訓練所に専門施設を置きまして実施しておりますが、そのほかに雇用促進事業団における新しい試みといたしまして職業講習というものを始めました。この職業講習の成績は非常によろしいわけでございまして、これは御指摘のような面が多分にあったと思うのでございます。この雇用促進事業団の行ないます職業講習につきましましては、ただいままでの成果にかんがみまして、来年度におきましては、さらに大幅に内容、規模を拡充するようにわれわれは努力したいと考えています。

それから職業訓練の方につきましても、御指摘のような点は率直に申し上げてあるわけでございまして、従いまして、この転職訓練につきましても、その内容の充実をはかることは非常に必要なことであると思われまします。しかも炭鉱離職者のような中高年層の方が多く転職訓練を受けられるのでございしますから、一般の若年層に対する職業訓練とまたおのずから異なった独特の内容があつてしかるべきものであらうと考へまして、実は労働省に、労働、公益三者構成の職業訓練審議会と

いうものがありまされども、この職業訓練審議会に先日労働大臣から諮問をいたしまして、特に中高年者向けの転職訓練の適当な実施方法につきまして、諮問をしておりますが、最近この答申も出て参りまして、その中には、ただいま先生御指摘のような面も入っております。私どもといたしましては、ただいま先生が御指摘になりましたような点を含めまして、ほんとうに炭鉱離職者の方が適切な訓練を受け、就職しやすいようにするため、その内容につきましてはさらに改善をはかつて参りたいと考えています。

○多賀谷委員 それに関連いたしました、女子の離職者というのがあるわけですが、三池でも非常に問題になったわけですね。職業訓練所に女子の離職者が行つても、訓練科目がないわけですね。そこで、これは職業講習でもいいのですが、やはり何らかの手当の方法があるのではないか。女子だからどうもうまくいかないというので投げやりにするのではなく、政治を行なう者として、私はほつておくわけにはいかない問題ではないかと思ふ。これを一体どういふようにお考えであるか、お聞かせ願ひたい。

同時に、大臣にも先般話をしたのですが、炭鉱地帯というのには婦人労働力がものすごく余つてゐるのです。これは婦人の職場がないからです。かつてよく言われました選炭夫というのは、婦人であつたわけですね。今はああいうように手で選炭しておりませんから、婦人は全然いない。今、石炭が足りませんから、低品位炭の水洗ひという、水選炭というところに婦人が少しおる

程度です。あとは適当な職場はないのです。そこで、婦人労働力を使うような職場を見つづけるべきではないかと考へるわけですね。それがためには、中年の婦人といふことになりまして、縫製工場といふようなものが一応頭に浮かぶわけですね。そこで、官公需の依頼といふのがかなりあるわけですね。鉄道、通信あるいは防衛庁もそうですけれども、九州のような炭鉱地帯には一つの工場もないのです。しかも婦人労働力が余つてゐる。それから、炭鉱離職者がその地域で就職しても、従来のような賃金をもらえないといふことになると一世帯としての収入を上げる以外にはない。そこで、こういったことが考へられないかどうか。あのアメリカのような自由主義の国でも、失業多発地帯に対しては、アメリカの国防省では同じ値段であれば必ずその地域に発注するといふように官公需の注文によつて労働力を吸収するといふことを考へてゐるのです。こういうことが考へられないかどうか、これをお聞かせ願ひたい。

また御指摘のように、官公需のものの等について特別の考へ方も示唆されたのでありますが、これらも理屈でなく、さつそく現実的にあつちこつち交渉してみたいと思ひます。いろいろ承りましたことを参考にあつたしまして、具體的の施策を進めたいと思ひます。

○多賀谷委員 次は、先般朝日新聞でも、スクープしたのかどうか知りませんが、次官會議に出す案を掲載しておりました。政府も考へられておると思ひますけれども、常に問題になつております訓練手当の増額の問題、さらに失業保険との併給の問題、それから教材費その他の問題、こういう点をどういふふうにお考へになるかお聞かせ願ひたい。

○福永國務大臣 まことにございまして、な話でございまして、従来からやつております職業訓練や職業講習の中に女子向けのものを考へていくといふこと、これも当然やらなければならぬと考えております。しかし婦人の場合ですと、男のように家を離れてよそに行くといふわけにもなかなかないといふから、家庭婦人を対象とするような場合においては、そういう婦人労働力がある程度まわつてゐるようなところに、適当な作業場を考へるというふうな願ひも必要であらうと思ひます。

○多賀谷委員 次は、先般朝日新聞でも、スクープしたのかどうか知りませんが、次官會議に出す案を掲載しておりました。政府も考へられておると思ひますけれども、常に問題になつております訓練手当の増額の問題、さらに失業保険との併給の問題、それから教材費その他の問題、こういう点をどういふふうにお考へになるかお聞かせ願ひたい。

○福永國務大臣 ある新聞にそうしたことが出ておりましたのを、私もあとで気がついたのであります。あれは一応の考へで、まだ政府で最終決定を見ているといふものではございしません。あつた考へは私どもも考へております。先ほど申し上げましたように、あの段階と今日とは、さらにまた若干緊迫度が違ふような認識にも私は立つております。新聞に出た通りでありますとか、あるいは違ひますとかいふことはこの際申し上げません。が、そうしたことにいつて一段の努力をいたしたいといふ私の立場からの考へを御理解いただきたいと思ひます。

○多賀谷委員 あの新聞に出ておりますものも、われわれはえらいみみっちい案を作つたものだ、こういうふうに思つて、部分的にはもつともな点もありまされども、もう少し飛躍した案をお願いしたい、こういうふうにお考へ

わけですね。大臣もそういうことでありますからあえて聞きませんが、その一つの問題として、新たに就職した場合の前取補償の問題のほかに、先般雇用審議会の方で、第三の点に失業手当といふことを答申してゐる。この失業手当といふ問題について、どういふふう

に検討を進められておるか。私はまたドイツのお話をして恐縮でありますけれども、御存じのように、一九五九年の十月十四日の閣議決定の中に、就職特機手当ともいいますか、そういうものが入つてゐる。それはどういふ考へ方かといふと、失業中、失業保険——ドイツの場合は失業保険がないものは失業手当といふのを別に出しておりますから、これは私が今言う答申の失業手当とは性格を異にするわけでありまされども、その失業手当の給付及び若干の副収入の合計額と、離職前の手取り収入から次の率の金額を差引いた額の差額を補償する。そうして離職後四ヵ月または職業訓練中は一〇％引くといふのですから、これは要するに前取資金の九〇％を補償するといふことです。それから次の四ヵ月は八〇％補償する、以後は七〇％を補償する、こういう規定になつてゐるわけですね。この点を私は雇用審議会は答申になつたのではないかと思ふのですが、これについてどういふふうにお考へであるか、お聞かせ願ひたい。

○福永國務大臣 御質問の問題は、おむね労働省に關係する問題であります。が、生活保護との関連においての問題もございまして、今せつかく検討中であり、ことに職業安定審議会にこうしたことの諮問をいたしております。この審議会は申すまでもなく三者構成

になっておりまして、ここでも御検討
いただいておりますが、これはさようなことといたしまして、
してありますという程度のお答えしか
できない次第でございます。

○堀政府委員 たいだい大臣の答弁の
通りでございますが、これは結局現行
の失業保険制度の改正をどのように考
えるか、それから生活保護との関係を
どうするかというような、社会保障あ
るいは社会保険との調整等いろいろな
必要になってくるわけでございます。
従って、雇用審議会におきまして答申
されるときにも、いろいろ御議論が
あったところでございます。私ども
は、とりあえず、たいだい労働省に設
置されております職業安定審議会等
も意見をお聞きしておる段階でござ
います。また、この問題は、先ほどか
ら問題になっております石炭離職者の雇
用奨励のための新しい措置が、どのよ
うに進むかという問題とも関連して
るわけでございます。それらの点を考
えまして、たいだいまわれといたし
ましては鋭意検討中でございます。た
だ、先ほど申し上げましたような他の
制度との関連等もありまして、なか
か困難な点をはらむ問題である。従
いまして、十分慎重な検討をいたさな
ければならないのではないかと私は思
っております。

○多賀谷委員 これは、雇用審議会が
答申をしたのでしよう。雇用審議会が
検討したのではないわけですね。
○堀政府委員 雇用審議会では、実は
この答申をされるときに、このよう
な失業手当もしくは待機手当というべ
きものを政府は実施すべきであるとい
う答申をしたという御意見も、一部

の委員からはあったわけでありま
す。しかし、それに対しては、私がた
いま申し上げましたような観点からの
慎重論もありました。従いまして、雇
用審議会の答申は、御承知のように、
政府はこの問題について検討に着手す
ることというところが答申になっており
ます。従いまして、私どももいたしま
しては、その答申を受けまして検討に
着手しておる。その検討につきましては
は、労働省といたしましては、職業安
定審議会に御諮問を申し上げて、意見
を伺いつつ検討しておる、こういうこ
とになっておるわけでありま。

○多賀谷委員 これらの問題も、この
機をのがしてはと言ふと失礼かもしれ
ませんが、できないと思ふんです。で
すから、大臣が飛躍的に考えたいと思
うとおっしゃるのですから、一つぜひ
これも検討していただきたい。これら
の諸施策は、私はきわめて緊急を要す
ると思ふのです。ですから、次の通常
国会で予算を組んで、来年度から実施
というのでは、私は間に合わないと思
うのです。やはり年度内実施という
のが必要ではないかと思ふ。少なくと
も労働問題に関しては、年度内実施が
必要ではないかと思ふ。離職者対策あ
るいは雇用安定の問題については、大
臣はどういうようにお考えであるか、
お聞かせ願ひたい。

○福永国務大臣 政府部内といたしま
しては、最終結論にまではいっており
ませんが、いろいろ意見があるという
ことをまず申し上げます。でございま
すが、私といたしましては、いろいろ
お話に出ましたものの全部が全部とは申
し上げかねますが、緊急を要するもの
については、お説のようにさつそく措

置をいたしますし、新年度を待たずに
いろいろの成果を上げるようにいたし
たいと強く熱望いたしております。

○多賀谷委員 最後に、私は、最近の
ような炭鉱の労働条件でありますと、
炭鉱自体が自壊作用を起こすんじゃない
かというところを憂えるわけですね。と
ても合理化なんかできなくて、炭
鉱自体全部つぶれていくんじゃない
か。それは人的な面において言い得る
んじゃないか。かなり率直な言葉で言
えば、今まで労働強化あるいは労働時
間の延長が行なわれて、とにかく十三
トンから二十一トンくらいまでまし
たが、ごく最近では能力が落ちておるん
です。その落ちているというところは
何を意味するかというところ、これは炭
鉱に勤めておる労働者の心理的な動搖、
それから若い労働者がいなくなつてき
ているということ、それから技術を
持つた労働者がどんどん他に行つてい
る、こういう事実から、そういうよう
な状態になっているのではないかと私
は思ふのです。たとえば二千名ぐら
いの炭鉱で、百名ぐらゐがどこかに就職
したいというので移動をしますと、少
くとも五百名程度の人間はとも落ち
つかぬ、そうして職を見つけて歩くわ
けです。そして炭鉱の中に、御存じの
ようにほとんどあき家が出てきます
と、残っていることで、みんな向こう
に行つてしまつて一人だけ取り残され
て、あとどうなるのだらうかという不
安にかられる。単にバスに乗りおくれ
たという比ではないのです。子供で
も、うちはどこへ就職するのかと言
うのです。炭鉱の経営者はまだ継続し
たのに、労働者の方がこれは大へん
という状態です。ですから、最近、御

存じのように、中高年層の方ばかり
炭鉱に残つてしまつて、若い労働者が
ほとんどいなくなる。しかも、ここ
五、六年はほとんど新規採用をやつ
ておりませんから、二十才前後の者は
ないのです。若いといつても三十過ぎ
ている。その連中もほとんど出ると、
残つた者はまた労働強化になるのだ
よ。同じ職場で若い者もおり、中年
もおり、高年もおつてグループで仕
事をしているの、若い者だけほとんど
出て行きますと、年寄りはとても荷が
重くなつて、労働面で行き詰まるこ
う状態になる。これは、何とかして
この不安を一掃しなければならぬの
ではないか、こういうふうに考えるわ
けです。そこで、一体これに対する対
策をどういうようにお考えであるか、
お聞かせ願ひたい。

○福永国務大臣 問題がきわめて具体
的になりますので、事業場々々、場
所場所によつてなかなかむずかし
うと思ふのでございますが、多賀谷さ
んと同じように、そうした事態を私も
深く憂えます。従つて、御説のよう
な趣旨によつて、われわれの出先官庁の
職員等に、せいぜい指導よろしきを得
るようにいたさないと存じます。

○多賀谷委員 これは、まず第一に、
エネルギーの根本方針をきめなければ
ならぬということですね。今のよう
に斜陽々とみな言つていられる状態
は、みな出ていきます。これが一つで
しょう。そのとき、やはり最低賃金
をもうけて歯どめをしてやる必要があ
るのではないか、こういうふうに思
うわけですね。ある炭鉱が賃金値下
げをやりまして、これは自由競争で
すから、ほかの炭鉱だって全部やる
わけですね。そうしてまた、次に

うして一巡する。そうしてまた、次に
賃金値下げが起こる、こういう状態
になる。ですから、それについては諮
問をされるということですが、一体い
つごろまでに答申を受けて、どうい
うにされるつもりであるか、お聞かせ
願ひたい。

○福永国務大臣 先ほどは、問題がき
わめて具体的でございましたので、行
政面の末端についての表現をいたし
たのでございまして、政府全体とい
たしますと、まさしく御指摘のよう
なエネルギー総合対策の確立というこ
と、さらに、石炭産業における最低賃
金をどうするかということ、これは労働
省として深く関心を持つところでござ
います。先般関係閣僚の協議の結果、
いろいろ対策があるが、なかなかすぐ
ぐに処置をいたしまして、それぞれの
手配をしたのであります。その中の
一つに、石炭産業における最低賃金
ということも取り上げてまして、すで
に中央最低賃金審議会の方に、この
点につきましては連絡をいたしました。
労働省側の方でも、この審議会に
対して、この検討について申し入れ
をしておたのでございまして、事
急なるにかんがみまして、できるだけ
すみやかに御検討願ひたい、こうい
うふうに考へております。

○多賀谷委員 これは、まず第一に、
エネルギーの根本方針をきめなければ
ならぬということですね。今のよう
に斜陽々とみな言つていられる状態
は、みな出ていきます。これが一つで
しょう。そのとき、やはり最低賃金
をもうけて歯どめをしてやる必要があ
るのではないか、こういうふうに思
うわけですね。ある炭鉱が賃金値下
げをやりまして、これは自由競争で
すから、ほかの炭鉱だって全部やる
わけですね。そうしてまた、次に

○多賀谷委員 炭鉱の労働者への政策を行なう場合に、大体今の炭鉱というものはどういふ状態にあるかということ、私はちょっと説明してみたいと思うのです。大体三段階あるわけですが、一番悪い炭鉱は、会社が継続をすす。一ついい炭鉱は、もういいやです、ですから一つ退職金を見せ下さい、退職金さえ現金で見せるならいいです、退職金はやめる、こういった例がある。私は名前には言いませんが、現実にはそういうのが行なわれておる。会社は継続したいというのに、労働者はせひやめたいから退職金をくれ。その次の層は、安定した職場がありさえすれば、どこかに行きたいという層です。それからその上のいい層は、どんなに会社が首を切ろうと、おれはこの炭鉱におるのだという層、この三つあるのです。だから、一体政府は、どこを中心として政策を立てたらいいのか。これはわれわれもなかなか困るし、政府も困るだろうと思う。まさに、政府の政策は八方破れの政策ですよ。これがいけないければこれだ、これもこれも全部要するだ、あるいは筋は通らないかもしれませんが、そういう政策にならざるを得ない。今、石炭合理化臨時措置法で退職金の保証基金制度が作られようとしておる。退職金を払う場合に金がないだろうから、その基金を政府が保証してやろうというので、三億円計上されておるわけですが、一体、これを一つ考えましても、この法案は炭鉱のためにあるのかどうかかわらないのです。そういう制度があるならば、お前金を借りてくれればいいじゃないか、おれはやめるぞ、こういって若い労働力がどんどん出ていきます。職のある者は

はどんどん出ていきますよ。今、変な話だけれども、退職金を分割して払っておるから、労働者が、いざれ退職金をまるまるくれるとき退職しようという技術屋や若い者があるのです。こういう状態なんです。ですから、こういう法律が炭鉱を救うのかつづすのか、はつきりしない、こういう状態なんです。一面には、非常に大きな炭鉱で、とにかく金儲けがつかないから、首を切るにはこの制度がいいという炭鉱も確かにあります。しかし、全部そういう状態にあるかというと、必ずしもそうではないのです。ですから、その政策を行なう場合に、実に私はむずかしいだろうと思う。そこで、この産業の安定というのをどうしても考えないと、今のままでいきますと、私は大へんな状態になると思う。たとえば賃金の値下げをしますと、退職金というのが、炭鉱では健康保険の等級に比例して金額がきまるのです。そうすると、賃金が下がると、健康保険の等級が下がる。等級が下がると、退職金のトータルが下がるのです。ですから、賃金がダウンされまると、賃金ダウンでいやるのじゃなくて、賃金ダウンをされると、早くやめておかなければ退職金が少ないというのでやめるのです。賃金ダウンが行なわれてすぐ保険等級は下がりますが、その保険等級の切りかえまでに、ものすごくやめていくのです。こういう状態です。やめる者は炭鉱にはいい中堅の労働者、残る者は炭鉱の労働力としてはあまりかんばしくない者が残る、こういうこととなる。少なくとも賃金値下げという問題が、一応日炭高松炭鉱でちょっと休止しておる。ですから、政府とし

ては、最低賃金審議会に最低賃金の問題で諮問をされるならば、指導としては、当分賃金値下げはしない、すべきでないという方針を出されるのが至当であると思うのですが、どうですか。

○福永国務大臣 いろいろ詳細なお話を伺って、私も大へん参考になったことを感謝申し上げます。賃金は、確かに金の毒な事態ではあります。政府が、最低賃金制等の実施に立ってない現段階において、石炭産業についてのみ、もう下げるなというわけにはちょっと参らないのでありまして、経営者と労働者が話し合って、しかるべきところへという一般産業については、現段階においては、やはりこの程度よりはしやうがないと思ひます。石炭だけは別なんだから、どれ以上上げてはいかぬと言ふわけにも参らぬと思ひます。今多賀谷さんの言われるようなことにならぬように、いろいろの施策が総合されて、何とか安定するようになっている、こういうことにはなりはしないかと思うのであります。しかし、御指摘のような事態につきましても、私もともに憂うものでござります。お伺いしますが、むしろ私は、お伺いするより激励をしておきたい。

○松井(政)委員 関連ですから簡潔にお伺いしますが、むしろ私は、お伺いするより激励をしておきたい。

きに、御承知のように池田さんが通産大臣で、池田さんの出してきた予算を半分に削った。その罪滅ぼしだから、今度は石炭は本格的にやる、こう言っておるのです。ところが、福永労働大臣は初仕事なんです。罪滅ぼしではないのですが、そういう気魄でやってほしい。通産大臣の昨晩の話を聞いておりますと、要するに、エネルギー全体から見た石炭を大事にしなければならぬという問題の恒久対策、と臨時国会中に煮詰めなければならぬ緊急対策と二つある。何と云っても、当面必要なのは、今多賀谷さんの質疑応答の中で明らかにされましたように、斜陽産業だ、炭鉱はだめなんだという、いろいろな世論あるいはうわさの結果、堅実なる労働者も確保することができ得ない状態がだんだん起きておるということ、従って、今臨時国会中にはっきりしておかなければならぬのは、石炭産業は斜陽産業ではなくて、安定産業なんだということを印象づけることが一つだ、こう言っておる。そのためには、雇用の安定だと言っておるのです。もう一つは、離職した者が社会問題、人道問題を起こさないような離職対策を講ずることだと言っているのです。通産大臣が緊急対策としてはこれだと言っているのに、主管の労働大臣はちょっとたよりない。だから、臨時国会中には、確定してないものばかりでこれからきめるのだけれども、とにかく臨時国会の今会期中には直ちにやるのだ、恒久的な労働対策等は、石炭の雇用対策と並行して考えていくというくらいは気魄を持ってもらわぬと、たよりなく心配している。遠慮は要らないので

す。あなたもからだは大きいのだし、議運の経験も、僕ら初め十年も経験しているのだし、相対大きい声を出すこともあるのだから、一つ力一ぱいその決意のほどを聞かしておいていただきたい。

○福永国務大臣 御激励いただいて大へん恐縮に存じます。今あげられたような、石炭産業を安定させるとか、雇用対策を確立させるとかいうような言葉で大きな声を出すのなら、私もあえて他の大臣に声の大きさにあいつては負けないつもりであります。ただ今まで御質問いただいた点は、非常に具体的でござります。従って、最終結論に到達してないものについては、確定的なお答えができなかったところが幾つかあるということをお理解いただきたく存じます。そもそ私が就任いたしましたときに、従来の労働行政というものはしりぬぐい行政に追われていた感がある、これは私ははなはだ不本意である。むしろ、たとえば失業率なら失業率というところについて申しますならば、失業が当然出るのでそれに対する対策というようになくて、失業の出ないような諸施策が進められなければならぬ。これはほんの一例であります。いろいろな労働行政の面全体にわたってこれから積極行政をやりたい、こういうことも申しておるわけでございます。従って、気魄というところとございまして、むしろ私の性格といたしましては、激励いたくとも気魄があり過ぎることになる傾向もある人物でござりますので、今自暴自棄しながらやっておりますのでござります。そういうような御激励をいただくということになりますれば、私もさ

らに一そう心を新たにいたしましたして
今後に処したいと存じます。何とぞ
今後ともよろしくお願いいたしま
す。

○松井(政)委員 もう一点お伺いして
おきたいと思いますが、多賀谷さんが
ただいま指摘をいたしましたように、
佐藤通産大臣は昨晚全国民の前に考
方を明らかにしてしまっているのだ
から、労働大臣は遠慮はないと思う
のですが、要するに今研究中だから通
国会までには何とかしますということ
になりますと、かりに通常国会で考
えておる裏づけをいたしましたも、予
算は五月です。これでは緊急の役には
立ちませんよ。それだからそろそろ恒
久対策と当面の問題と、佐藤通産大臣も
全国民に向かってテレビ放送をやっ
ておるわけですが、私はきょうは大臣も
いないからお聞きもいたしませんし、
申し上げませんけれども、そういう緊
急やむを得ざる問題は年度内に解決を
しなければならぬ。それで石炭の問
題につきましては、いろいろムードが
沸いて参りました。政府も真剣に取り
組み、経営者も炭鉱はだめになる、労
働組合も従来の言い分から下がつて、
とにかく雇用の安定をやらなければな
らぬし、離職者を救わなければならぬ
というムードに持ってきた。こういう
ことで、国内全体のムードが出てきた
のですよ。しかしムードでは問題は解
決つかないのですよ。そのムードの中
から、緊急のものと恒久的のものど
し分けをして、この裏づけとしての予算
措置から、立法措置から、行政措置が
加わらないと、ムードの解決はできな
いのですよ。だから、そろそろ労働大
臣の方も、労働省で研究をやるについ

ては、仕分けをして今国会中に明らか
にする。恒久的なものについては、そ
れぞれの機関において検討をする。そ
れから通産省所管の問題と話し合いを
進める。そろそろ仕分けに入つて、
はつきりしなければならぬ時期にきた
と思うのだが、それをきようあすやれ
と私は申し上げません。無理なことは
申し上げませんけれども、そういう時
期に入つたから、そういう作業につ
いての決意と、促進をしてほしいとい
うことを希望までに申し上げますか
ら、これに對す御意見があつたらお
伺いしておきたい。これで終わります。

○福永國務大臣 もとより恒久対策と
緊急対策いずれも必要であり、どうい
うものがどちらに属するかということ
等について、急ぎ推進をはからなけれ
ばならぬのは当然でございます。事務
的な何が必ずしもそのまま伝わって
いるわけではありませんが、幾分松井先
生のお感じになるようなことが伝わっ
ているかと思うのでありますが、実は
関係閣僚の話し合いのところにおきま
しては、私も今の松井先生の声に劣ら
ぬような声で御趣旨のようなことを主
張いたしておるのでございます。従つ
て、事務的にも責任者たる私のこの気
持が反映して今後進行するものと考
えており、なお、そういうただいまの御
注意もございましたので、さらに念を
入れて私の方でも善処いたしたい、こ
ういうように考えております。

○有田委員長 それでは、本会議散会
後まで休憩いたします。

午後零時五十五分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

〔参照〕

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)に関する報告書

石炭鉱山保安臨時措置法案(内閣提出第三十一号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年十月二十五日印刷

昭和三十六年十月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局